

一般社団法人岩の力学連合会 個人情報の保護に関する規則

平成 28 年 9 月 21 日 理事会決定

平成 28 年 9 月 21 日 施行

(目的)

第 1 条 この規則は、一般社団法人岩の力学連合会（以降、連合会という）の個人情報保護に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

2. 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。
3. コンピュータ処理 コンピュータを使用して行われる個人情報のすべてに関する入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、もっぱら文書・図画の作成、記録、伝達等を行うための処理を除く。
4. 記録文書 連合会が会務執行上作成し、又は取得した個人情報記録された文書、図画、フィルム、データ等をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この規則は、連合会の会務を執行する者に対して適用する。

2. 個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合においても、この規則の趣旨に従って、個人情報の適正な保護をはかるものとする。

(個人情報の収集)

第 4 条 個人情報の収集は、あらかじめ定められた目的を達成するために必要な限度内において行わなければならない。

2. 個人情報の収集は、適法かつ公正な手段によって行わなければならない。
3. 個人情報の収集は、本人から行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。
 - (1) 法令又は連合会の規則に基づく会務の遂行上、当該個人情報を保有する機関から必要な情報を収集・利用するとき。
 - (2) 本人の同意に基づいて第三者から収集するとき。

- (3) 個人の生命、身体又は財産の保全上緊急に収集する必要がある、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 出版、報道等公にされたものから収集するとき。
 - (5) 公的機関が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
4. 個人の思想、信条、信仰に関する情報は収集してはならない。

(個人情報の取扱者の責務)

第5条 個人情報を取り扱うときは、あらかじめ定められた目的の範囲内で、常に正確、安全かつ最新のものとして保有しなければならない。

2. 個人情報の不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏えいの防止に努めなければならない。
3. 不要となった個人情報は、確実かつ迅速に廃棄又は消去しなければならない。
4. 会務執行上知りえた個人情報の内容をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。連合会の会員でなくなったときも同様とする。

(個人情報の利用及び提供)

第6条 収集した個人情報は、定められた目的以外の目的に利用し、又は本人の同意なく提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- (1) 法令に基づいて利用し、又は提供するとき。
 - (2) 個人の生命、身体又は財産の保全上緊急に利用又は提供する必要がある、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公的機関が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
2. 前項の規定に基づき、個人情報を本人以外の者に提供する場合は、個人情報が適正に利用されているか監督を行わなければならない。また、提供目的の達成時には、個人情報の返却、廃棄等の措置を求めることとする。

(取扱いの委託等)

第7条 連合会が、個人情報の取扱いを伴う特定の事務の全部又は一部を連合会以外の者に委託するときは、個人情報の保護に関して受託者が守るべき義務及びその違反に対する責任を、当該契約の中に明記し、個人情報の適正な維持管理が行われるように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(個人情報の開示)

第8条 会員は、自己の個人情報の開示を、連合会に申請することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の全部又は一部を開示しないことがある。

- (1) 開示申請の対象となった個人情報に、第三者に関する情報が含まれ、当該情報のみを開示することが困難であるとき。
- (2) 開示申請の対象となった個人情報が、個人の評価、選考等に関するものであるとき。ただし、申請者を開示することが当該評価、選考等に必要であるときはこの限りではない。
- (3) 開示を行うことが、連合会の会務の正常な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) その他理事会が開示することが適当でない判断したとき。

(開示申請の方法)

第9条 個人情報の開示を申請する場合には、連合会に対して、申請者が申請の本人であることを証明する書類を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出するものとする。

- (1) 申請者の住所および氏名
- (2) 開示を申請する個人情報の内容
- (3) 開示申請の目的
- (4) その他連合会が事務処理上必要とする事項

(開示の方法)

第10条 記録文書の開示は、当該文書の閲覧又は写しの交付をもって行う。

2. コンピュータ処理用の情報ファイルに記録されている個人情報の開示については、連合会が印刷保管しているものの写しの交付をもって行う。
3. 前2項に定める閲覧又は写しの交付が困難な場合には、他の適切な方法によって行う。

(自己情報訂正の請求)

第11条 自己の個人情報が事実と異なる場合には、会員は、連合会に対して、訂正の請求をすることができる。

2. 前項の請求を行う場合には、請求者が、請求の本人であることを証明する書類を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した訂正請求書を提出するものとする。
 - (1) 請求者の住所および氏名

- (2) 訂正の請求をする個人情報の内容
- (3) 訂正を求める箇所及び訂正の内容
- (4) その他連合会が事務処理上必要とする事項

(不服の申し出)

第 12 条 会員が、自己の個人情報に関する連合会の取扱いについて不服を有する場合には、理事会に対して不服の申し出をすることができる。

- 2. 前項の申し出を行う場合には、申出者が、申し出の当人であることを証明する書類を提示すると共に、次の各号に定める事項を記載した不服申出書を提出するものとする。
 - (1) 申出者の住所および氏名
 - (2) 不服の申し出事項、理由及び希望する是正の内容
 - (3) その他、連合会が事務処理上必要とする事項
- 3. 理事会は、第 1 項の申し出があったときは、速やかに審議、決定し、その結果を申出者に通知しなければならない。

(補則)

第 13 条 この規則に定めのない事項については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び関係法令並びに別段の定めがある場合にはその定めに従うものとする。

(規則の改廃)

第 14 条 この規則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

(規則の施行)

第 15 条 この規則は、理事会の承認日から施行する。